

国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則

	平成16. 4. 1 制定
改正	平成17. 4. 1 平成19. 4. 1
	平成23. 4. 1 平成23. 10. 1
	平成25. 4. 1 平成26. 4. 1
	平成27. 4. 1 令和 2. 4. 1
	令和 3. 4. 1 令和 4. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学組織規則第14条第2項の規定に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項（経営に関する事項を除く。）
- (2) 中期計画に関する事項（経営に関する事項を除く。）
- (3) 学則（経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他教育研究に関する重要事項

(組 織)

第3条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 学長が指名する理事
 - (3) 学長が指名する副学長
 - (4) 共同教育学部長、情報学部長、医学系研究科長、保健学研究科長及び理工学府長
 - (5) 生体調節研究所長
 - (6) 総合情報メディアセンター長
 - (7) 事務局長
 - (8) 共同教育学部、情報学部、医学系研究科、保健学研究科及び理工学府から推薦された教授で、学長が指名したもの 各1人
 - (9) 生体調節研究所から推薦された教授で、学長が指名したもの 1人
- 2 前項第8号及び第9号の評議員は、当該学部等の長が、学長に3人を推薦するもの

とする。

(任 期)

第4条 前条第8号及び第9号の評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任命した学長の任期の終期を超えることはできない。

2 欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議 長)

第5条 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究評議会を主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した理事がその職務を代行する。

(議 事)

第6条 教育研究評議会は、評議員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、評議員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第8条 教育研究評議会の事務は、総務部総務課において処理する。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

(雑 則)

第10条 この規則に定めるもののほか、教育研究評議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において、改正前の第3条第7号に規定する教育学部、医学系研究科及び理工学府から選出された教授並びに同条第8号に規定する生体調節研究所から選出された教授は、施行日に第3条第8号及び同条第9号の規定により推薦された教授で、学長が指名したものとみなし、その任期は、第4条第1項の規定にかかる

ず、改正前の評議員としての残任期間とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、社会情報学部が存続する間、学長は、社会情報学部長を評議員に加えることができる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。